

追加 3-10

消費者契約法と金融商品販売法

2 金融商品取引法

投資家保護を図るため、有価証券の販売・勧誘にかかわる金融商品取引業者が守るべき行為規制を定めています。

主な規制内容

適合性の原則	一人ひとりのお客様に合った商品を勧誘する。
書面交付	金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引契約の概要等を記載した書面を交付する。
損失補てん等の禁止	損失保証・利回り保証、損失補てんをすることは禁止。

青字の個所を追記しました。